

V 家計調査職業分類表

| 世帯区分 | 職業区分 | 種類 | 基準 | 内容例示 |
|--------|------|--------------|---|---|
| 勤労者世帯 | 1 | 常用労務作業者 | 官公庁又は民間に長期間雇用され、主として肉体的労働に従事している者 | 仕上工，検査工，製図工，分析工，見習工，工事人，印刷工，電車運転士，自動車運転手，普通船員，車掌，配達員，集金人，警備員，守衛，用務員，清掃員，新聞販売人，塗装工，ダンサー，配膳人，大工，左官，とび職，理容師，エレベーター係，駅貨物係，販売店員，映写技師など |
| | 2 | 臨時及び日々雇労務作業者 | 官公庁又は民間に30日未満の期間又は日々の契約で雇用され、主として肉体的労働に従事している者 | |
| | 3 | 民間職員 | 民間の鉱山，工場，会社，商店，病院，学校などに勤め、主として事務的，技術的又は管理的な仕事に従事している者 在日外国政府施設関係を含む。 なお，「7」に分類する者は除く。 | 会計事務員，一般事務員，庶務事務員，仕入主任，人事係長，課長，所長，検事，判事，船長，高級船員，駅長，学校長，教員，警察官，消防士，保線区長，現場監督，新聞記者，医師，薬剤師，工場長，研究者，機械技術者，電気技術者，大学助手，タイピスト，電話交換手，鉄道専務車掌，駅出札係，通信士，撮影スタッフ，看護師，工場職長，写真師，外交員，デザイナー，保健師，講師，ラジオ・テレビアナウンサー，通訳，図書館司書，検量員，電子計算機操作員，速記者など |
| | 4 | 官公職員 | 官公庁又は官公立の病院，学校などに勤め、主として事務的，技術的又は管理的な仕事に従事している者 在日外国政府施設関係は民間とする。 なお，「7」に分類する者は除く。 | |
| 個人営業世帯 | 5 | 商人及び職人 | 独立して小規模（家族でない使用人4人以下）に商品の製造，加工，販売又はサービスを提供する業主 なお，「6」に分類する者は除く。 | たばこ店主，菓子店主，魚店主，洋品店主，写真店主，染物店主，質店主，理髪店主，表具店主，行商，ブローカー，大工，植木職，アパート経営者，個人タクシー運転手など |
| | 6 | 個人経営者 | 独立して個人組織で大規模（家族でない使用人5人以上）に商業，工業，サービス業などを経営してその企画管理に従事する者 | 大商店主，大工場主，私立病院経営者，私立学校経営者，パチンコ店経営者，不動産業経営者，食堂経営者など |
| | 12 | 農林漁業従事者 | 独立して農作物の栽培・収穫，養蚕・家畜・家きん・その他の動物の飼育，林木の育成・伐採・搬出，水産動植物採捕・採取・養殖などの仕事に従事している者 | 農耕作業者，養蚕作業者，養畜作業者，きこり，育林作業者，漁労作業者，海草・貝採取作業者，水産養殖作業者など |
| その他の世帯 | 7 | 法人経営者 | 法人組織（合名，合資，有限，株式会社等）で家族でない使用人5人以上を雇用する会社，団体などの役員 なお，「3」，「4」に分類されるべき者でも，程度の高い企画管理，行政事務又は監督事務に従事する者は含める。 | 社長，取締役，監査役，理事，銀行頭取，相談役，大臣，長官，事務次官，局長，総裁，知事，副知事，市長，副市長，区長，町長，副町長，村長，副村長，出納長，教育委員長など |
| | 8 | 自由業者 | 個人で自分の専門の技能や知識を内容とする仕事に従事する者 ただし，勤労者世帯（「1」～「4」）に分類される者は除く。 | 弁護士，公認会計士，開業医，助産師，あんま師，僧侶，神職，画家，図案家，著述家，作曲家，生花教授，評論家，コンサルタントなど |
| | 9 | その他 | 「1」～「8」の分類に当てはまらない者 | 議員，芸能人（歌手，俳優など），モデル，職業スポーツ家（野球選手，競輪選手，力士など），内職者など |
| | 10 | 無職 | 職業のない者 | 年金生活者，失業者，住み込みの家事使用人（お手伝い，書生など），住み込みの営業上の使用人，主婦など |
| | 11 | 家族従業者 | 家業に従事している者 | |

(注) 世帯区分は世帯主の職業により分類している。